

無料で受けられます！

特定健診・特定保健指導で健康な生活を！

共済組合では、特定健診及び特定保健指導の費用を全額助成しています。

まずは特定健診を受けましょう！

特定健診は、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症など）の発症に関わる、メタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした健診です。
生活習慣病にならないためにも、年に1回の特定健診を必ず受けましょう。



対象者

40歳から74歳までの組合員及び被扶養者

組合員

共済組合が助成する人間ドック、または職場の定期健康診断を受診してください。
特定健康診査を受診したとみなされます。

被扶養者

対象の方には「特定健康診査受診券（セット券）」を5月に配付しています。
次のいずれかの方法で受診してください。

- ①お住まいの市町村が実施する住民健診
- ②共済組合が助成する人間ドック（被扶養配偶者のみ）
- ③特定健康診査を実施している医療機関

特定健診を受けた後は特定保健指導！

特定健診の結果、特定保健指導の該当となった組合員及び被扶養者は、保健師や管理栄養士など専門家のサポートを受けながら病気にならないように生活習慣の改善をしていきます。

特定保健指導の受診方法

共済組合より該当された方へ「特定保健指導利用券」及び「確認書」を送付します。
特定保健指導の受診方法を「確認書」により回答してください。

委託業者で受診する 委託業者：株式会社ベネフィットワン

- ①一括面接型を選択した場合
所属所が設定する日程及び場所で受診します。後日、所属所から日時及び場所について連絡があります。
- ②個別面接型を選択した場合
希望する日程及び場所（自宅等）で受診します。後日、委託業者から連絡があります。

検査機関で受診する

特定保健指導を実施している検査機関で受診します。検査機関に直接申込みをお願いします。
検査機関は、[こちら](#)

上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎028 - 615 - 7816